

訪問看護リハビリステーション葵 運営規定

(事業の目的)

第1条 社会医療法人生きる会が開設する指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護訪問及び指定介護予防訪問看護事業所の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者(以下「看護師等」という。)が、要介護状態または要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。))で主治の医師が訪問看護の必要を認めた者に対し、適正な訪問看護等を提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 事業所の看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図る。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 訪問看護リハビリステーション葵
- 2 所在地 愛媛県今治市郷新屋敷町2丁目6番5号

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は、社会医療法人生きる会とする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 看護師1名(常勤看護職員兼務)
管理者は、ステーションの従業者を指導監督し、関係機関との連携を図り、設備・物品の衛生管理を行い緊急時の対応をするなど、適切な事業の運営が行われるよう総括する。
- 2 ① 看護職員 2.5名以上 とする。(常勤換算による。内管理者1名)
かかりつけの医師の指示により、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書、報告書を作成し訪問看護を担当する。
② リハビリテーション職員を必要に応じて配置する。

かかりつけの医師の指示により、訪問看護計画書及び報告書を作成し、在宅におけるリハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日～金曜日
祝日は営業、土曜、日曜日は休み
(土曜日等祝日であった場合はお休みとなります)
12月30日～1月3日は休み
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
3. 緊急時の訪問看護については、別途定め対応する。
4. 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

1. 病状・障害・全身状態の観察
2. 清拭・洗髪等による清潔の保持
3. 療養上の世話
4. 褥創の予防・処置
5. リハビリテーション
6. 認知症患者の看護
7. 療養生活や介護方法の助言
8. ターミナルケア
9. カテーテル等の交換・管理
10. その他在宅療養を継続するために必要な、医師の指示による医療処置

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次の通りとする。

1. 利用者がかかりつけの医師に申込、主治医が交付した指示書により、看護師等が利用者を訪問して、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
2. 利用者または家族からステーションに直接も申し込みがあり、指示書がない場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう助言する。
3. 居宅介護支援事業所・地域包括支援センターの介護支援専門員より申込があり、指示書がない場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう助言する。

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担金は、負担割合に応じての金額になります。

なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。

費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

島しょ部に関してかかる有料道路料金は別途実費を請求致します。

今治市外の訪問に関しては通常の実施地域から片道1km越えるごとに10円いただきます。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、今治市の区域とする。

但し、島しょ部は除く。

(緊急時における対応方法)

第11条 訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者に病状の急変が生じた場合の対応方法は次の通りとする。

1. 看護師等は、利用者の病状に急変が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
2. 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告するものとする。

(苦情処理)

第12条 事業所は、提供した訪問看護に係る利用者及びその家族からの苦情に対して、敏速かつ適切に対応するため相談窓口を設置する。また、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じて、利用者及びその家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、利用者に対応するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに愛媛県、市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

事業所は、損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報保護)

第14条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに務める。

利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及び家族からそれぞれ同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 その他運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

1. 事業所は、従業員の資源の向上のために研修の機会を設ける。
2. 従業員は、業務上知り得た利用者又はその他の家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人生きる会が定めるものとする。
5. 利用者に対する訪問看護の提供に関する諸記録を、整備し、その完結の日から5年間保存する。

(附則)

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和4年8月9日から施行する。

(附則)

この規程は、令和5年2月13日から施行する。

(附則)

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和5年7月1日から施行する。